第 7 章

災害復旧計画

第7章 災害復旧計画

災害復旧に当たっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は単なる原 形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急 対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画し、早期復旧を目 標にその実施を図るものとする。

1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

公共土木施設災害復旧事業計画

- ア河川
- イ 道路
- ウ 海岸
- 工 港湾
- オ 漁港
- カ 地すべり防止施設
- キ 急傾斜地崩壊防止施設
- ク 下水道
- ケ 砂防施設
- コ 林地荒廃防止施設
- サ 公園

農林水産施設災害復旧事業計画

上水道災害復旧事業計画

住宅災害復旧事業計画

社会福祉施設災害復旧事業計画

公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

学校教育施設災害復旧事業計画

社会教育施設災害復旧事業計画

その他の災害復旧事業計画

3 資金計画

町が災害復旧事業を行う場合においては、国、道の負担金(補助金)のほか、増大 した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し、資金の調達に努める。

地方債

歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債

地方交付税

普通地方交付税の繰上交付、特別地方交付税

一時借入金

災害応急融資

4 農林漁業応急融資

被災農林漁業者に対し、次のとおり融資制度の導入を積極的に推進し、農林漁業経営の維持安定を図る。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法(昭和25年 法律第1169号) の適用を図り、低利の経営資金を導入する。

農林漁業金融公庫資金の積極的な活用を図るものとし、このため自作農維持資金 及び農地等の復旧資金、果樹植栽資金、林道復旧資金、農林漁業者の共同利用施設

第7章 災害復旧計画

復旧資金等、長期低利の資金の導入を図る。

5 生活確保資金融資

災害を受けた低所得者に対する資金の融資、貸付金等の対策は、次によるものとする。 生業資金の貸付

町は、被災した生活困窮者等の再起に必要な事業資金その他小額融資の貸付資金 を確保するため、次の資金等の導入斡旋に努める。

- ア 災害救助法による生業に必要な資金
- イ 世帯更生資金の災害援護資金
- ウ 母子福祉資金
- 工 国民金融公庫資金
- (ア)更生資金
- (イ)恩給担保貸付金
- (ウ)遺族公庫債券担保貸付金

被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で、災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができなくなつた場合、住宅を補修し、又は非住宅を改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金の導入に努める。

- ア 世帯更生資金の災害援護資金又は住宅資金
- イ 母子福祉資金の住宅資金

6 応急金融の大要

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大要は、北海道地域防災計画の災害応急金融計画の定めるところによる。